

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則……(人事課)……一
○青森県知事の権限に属する事務の一部を議会事務局長に委任する規則の一部を改正する規則……(同)……二

規則

○イベントプロジェクトチーム設置規程……(人事課)……二
○並行在来線対策室設置規程の一部を改正する訓令……(同)……三
○青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する訓令……(同)……三

告示

○青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する規程……(人事課)……九

第八条第一項第一号中「共済費」の下に「(雇用保険料を除く。)」を加え、同項第二号中「公舎入居料」の下に「及び雇用保険料」を加える。
第七条第一項第一号中「共済費」の下に「(雇用保険料を除く。)」を加え、同項第二号中「警視正以上の階級にある警察官以外の者に係る」を削り、「公舎入居料」の下に「警視正以上の階級にある警察官以外の者に係るものに限る。」及び雇用保険料を加える。
第十四条第一項第一号中「共済費」の下に「(雇用保険料を除く。)」を加える。

規則

次

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木村守男

青森県規則第二十五号

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則(昭和三十九年八月青森県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「共済費」の下に「(雇用保険料を除く。)」を加え、同項第二号中「公舎入居料」の下に「及び雇用保険料」を加える。

第四条第一項第一号中「共済費」の下に「(雇用保険料を除く。)」を加え、同項第二号中「公舎入居料」の下に「及び雇用保険料」を加える。

第五条第一項第一号中「共済費」の下に「(雇用保険料を除く。)」を加え、同項第二号中「公舎入居料」の下に「及び雇用保険料」を加える。

第六条第一項第一号中「共済費」の下に「(雇用保険料を除く。)」を加え、同項第二号中「公舎入居料」の下に「及び雇用保険料」を加える。

青森県報

号外第二十六号

平成十四年三月二十九日(金曜日)

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の一部を議会事務局長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第二十六号

青森県知事の権限に属する事務の一部を議会事務局長に委任する規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を議会事務局長に委任する規則（昭和三十九年四月青森県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「共済費」の下に「（雇用保険料を除く。）」を加え、同項第二号中「公舎入居料」の下に「及び雇用保険料」を加える。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

**訓
令****青森県訓令甲第十号**

各 庁 中 一
出 先 機 関
一 般

イベントプロジェクトチーム設置規程を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

(設置)

第一条 知事直属のチームとして、イベントプロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 プロジェクトチームは、次の事務を所掌する。

一 各部局にわたるイベントの企画及び立案に関すること。

二 各部局において実施するイベントの企画、立案及び運営の支援に関すること。

(プロジェクトチームの職等)

第三条 プロジェクトチームにチームリーダーを置く。

2 チームリーダーは、知事及び副知事の命を受け、プロジェクトチームの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第四条 プロジェクトチームに必要に応じ総括副参事、副参事、総括主幹、主幹、総括主査、主査及びその他の職員を置く。

2 総括副参事は、上司の命を受け、プロジェクトチームの所掌事務のうちチームリーダーが特に命じた重要事項を掌理する。

3 副参事は、上司の命を受け、プロジェクトチームの所掌事務のうちチームリーダーが特に命じた事項を掌理する。

4 総括主幹は、上司の命を受け、プロジェクトチームの所掌事務に係る企画、調査及び立案に当たる。

5 主幹は、上司の命を受け、プロジェクトチームの所掌事務に係る企画、調査及び立案に当たる。

6 総括主査は、上司の命を受け、特に重要な事務を処理する。

7 主査は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。

8 その他の職員は、上司の命を受け、プロジェクトチームの事務に従事する。
(事務の専決及び代決)

第五条 プロジェクトチームの所掌事務の専決については、青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）を準用する。この場合において、同規程第二条第五号中「第二十五条に規定する事務局長」とあるのは「第二十五条に規定する事務局長並びにイベントプロジェクトチームリーダー」と、同条第七号中「第二十五条の一の三に規定する課長」とあるのは「第二十五条の一の三に規定す

る課長並びにイベントプロジェクトチームリーダー」と、同条第八号中「第二十五条の四に規定する課長補佐」とあるのは「第二十五条の四に規定する課長補佐並びにイベントプロジェクトチームリーダー」と、同規程第四条第二項中「政策推進室及び企画振興部」とあるのは「イベントプロジェクトチーム」と読み替えるものとする。

2 プロジェクトチームの所掌事務の代決については、青森県事務専決代決規程を準用する。この場合において、同規程第二条第五号中「第二十五条に規定する事務局長」とあるのは「第二十五条に規定する事務局長並びにイベントプロジェクトチームリーダー」と、同規程第八条第三項及び第九条第三項中「政策推進室及び企画振興部」とあるのは「イベントプロジェクトチーム」と、同規程第十条第五項中「政策推進室及び出納局にあつては、部長」とあるのは「イベントプロジェクトチームリーダー」と、「主管課長」とあるのは「あらかじめ知事の承認を得てイベントプロジェクトチームリーダーが指定する職員」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十一号

府 中 一 般
各 出 先 機 関

並行在来線対策室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

並行在来線対策室設置規程の一部を改正する訓令

並行在来線対策室設置規程（平成十二年三月青森県訓令甲第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「及び室長補佐一人」を削り、同条第三項を削る。

第六条を次のように改める。

（事務の専決及び代決）

第六条 対策室の所掌事務の専決については、青森県事務専決代決規程（昭和三十六

年九月青森県訓令甲第二十八号）を準用する。この場合において、同規程第一条第七号中「第二十五条の二の三に規定する課長」とあるのは「第二十五条の二の三に規定する課長並びに並行在来線対策室長」と、同条第八号中「第二十五条の四に規定する課長補佐」とあるのは「第二十五条の四に規定する課長補佐並びに並行在来線対策室長」と読み替えるものとする。

2 対策室の所掌事務の代決については、青森県事務専決代決規程を準用する。この場合において、同規程第二条第七号中「第二十五条の二の三に規定する課長」とあるのは「第二十五条の二の三に規定する課長並びに並行在来線対策室長」と、同規程第十二条第三項中「工事検査室長」とあるのは「並行在来線対策室長」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十二号

府 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する訓令

（公社等改革推進チーム設置規程の一部改正）

第一条 公社等改革推進チーム設置規程（平成十三年十二月青森県訓令甲第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「公社等の統廃合その他の公社等の改革の推進に関する」を「次の」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 公社等の統廃合に関すること。
- 二 公社等の運営改善の総括に関すること。
- 三 公社等との連絡調整に関すること。
- 四 その他公社等の改革の推進に関すること。

(青森県副知事の事務分担等に関する規程の一部改正)

第一条 青森県副知事の事務分担等に関する規程（昭和四十七年七月青森県訓令甲第117号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「エ」とし、「イ」の次に次のように加える。

ウ イベントプロジェクトチームの所掌事務

第一条第一項を削る。

第一条を次のように改める。

(重要事項等に関する協議)

第二条 前条の担当する事務のうち、重要事項及び異例に属する事項については、同条の規定にかかわらず相互に協議するものとする。

(青森県臨時の任用職員管理規程の一部改正)

第三条 青森県臨時の任用職員管理規程（昭和三十八年四月青森県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「保健所」を「健康福祉（いじ）もセンター」に改める。

第十条第一項第一号中「土木事務所」を「県土整備事務所」に、「保健所」を「健康福祉（いじ）もセンター」に改める。

(青森県職員安全衛生管理規程の一部改正)

第四条 青森県職員安全衛生管理規程（昭和五十一年四月青森県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「公社等改革推進チーム」の下に「、イベン・プロジェクトチーム」を加える。

(技能職員等の給与に関する規程の一部改正)

第五条 技能職員等の給与に関する規程（昭和三十六年一月青森県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第七項中「保健所」を「健康福祉（いじ）もセンター」に改め、同条第八項中「保健所長」を「健康福祉（いじ）もセンター長」に改め、同条第十二項中「漁港事務所、土木事務所、ダム建設事務所、港湾管理事務所」を「県土整備事務所又は」に改め、「又はダム管理事務所」を削る。

第二号様式中「保健所名」を「健康福祉（いじ）もセンター名」に改める。

(青森県文書取扱規程の一部改正)

第六条 青森県文書取扱規程（昭和三十六年八月青森県訓令甲第一[十七号]）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「公社等改革推進チーム」の下に「、イベ・プロジェクトチーム」を加える。

第四条第一項中「係長」を削り、「課、係」を「課」に改める。

第七十四条第一項中「福祉事務所、保健所」を「健康福祉（いじ）もセンター」に、「土木事務所」を「県土整備事務所」に改め、「係」を削る。

第七十七条第一項第一号中「主管課長、主管係長等（以下「主管課長等」といふ。）」を「主管課長等」に改め、同条第一項中「課、係等」を「課等」に改め、「係長」を削る。

第七十九条の表中「、自係」を削り、「課、係」を「課」に改め、「係長」を削る。

第八十四条第一項中「、係員」を削り、同条第一項中「、係」を削る。

第八十七条中「、主管係」を削る。

別表第一中「公社等改革推進チーム 青公改」を

公社等改革推進チーム	青公改
イベ・プロジェクトチーム	青イ

「消防防災課 青消」や「防災消防課 青防」
「統計課」や「統計情報課」
「

「

文化・スポーツ振興課	青文ス
生活衛生・交通安全課	青生交
国際課	青国際
環境青少年課	青青少
男女共同参画課	青男女共
環境政策策課	青環
原子力安全対策課	青原
自然保護課	青自然
美術館整備・芸術マーケット構想推進室	青美芸

健 康 福祉 政策課	青 健 福
健 康 医 療 課	青 健 医
高 齢 福祉 保険課	青 高 保
こ ん ど も み ら い 課	青 こ
障 害 福祉 課	青 障
自治体病院機能再編成推進チーム	青 自 機

文化・スポーツ振興課	青 文 ス
国際課	青 国際
青少年・男女共同参画課	青 青男女
環境政策課	青 環
原子力安全対策課	青 原
自然保護課	青 自然
美術館整備・芸術パーク構想推進室	青 美芸
健 康 福祉 政策課	青 健 福
健 康 医 療 課	青 葉 衛
薬務衛生課	青 葉 衛
高 齢 福祉 保険課	青 高 保
こ ん ど も み ら い 課	青 こ
障 害 福祉 課	青 障
自治体病院機能再編成推進チーム	青 自 機

「同表第三十青森県消防学校の項の次に次のようになります。」

「青森県鉄道管理事務所 青鉄管」

「別表第三十一十稲田食肉衛生検査所の項から十稲田食肉衛生検査所〔同支所の項〕を除く、同表三十三身体障害児療育センターの項の次に次のようになります。」

「東地方健康福祉こどもセンター 東健福こ」

「同表第三十一青森県口蹄疫監視の項を除く、

十 和 田 保 健 所	十 保 健
三 沢 保 健 所	三 保 健

上 十 三 保 健 所	上 保 健
上 十 三 保 健 所	上 保 健

「同表第三十一青森県中央児童相談所の項から青森県八戸児童相談所七戸支所の項を除く、同表第三十二青森県中央児童相談所の項から青森県八戸児童相談所七戸支所の項を除く、同表第三十三青森県口蹄疫監視の項を除く、

十 和 田 食 肉 衛 生 検 查 所	十 食 衛
田 舎 館 食 肉 衛 生 検 查 所	田 食 衛
十 和 田 食 肉 衛 生 検 查 所 三 戸 支 所	十 食 衛 三 支

「同表第三十一青森県中央児童相談所の項から青森県八戸児童相談所七戸支所の項を除く、同表第三十二青森県中央児童相談所の項から青森県八戸児童相談所七戸支所の項を除く、同表第三十三青森県口蹄疫監視の項を除く、

青 森 県 五 所 川 原 児 童 相 談 所	五 児 相
青 森 県 む つ 児 童 相 談 所	む 児 相
青 森 県 七 戸 児 童 相 談 所	七 児 相

「同表第三十一青森県口蹄疫監視の項を除く、

青 森 県 十 和 田 身 体 障 害 児 療 育 相 談 所	十 身 障 療
青 森 県 三 沢 身 体 障 害 児 療 育 相 談 所	三 沢 身 障 療
青 森 県 上 十 三 身 体 障 害 児 療 育 相 談 所	上 身 障 療

「同表外労務管理事務所の項及び青森県女性就業援助センターの項を削除する。」

東地方農林水産事務所青森地方水産業改良普及所	東青水改
東地方農林水産事務所青森家畜保健衛生所	東青家保
東地方農林水産事務所青森地方水産業改良普及所	東青水改
東地方農林水産事務所東青地方漁港漁場整備事務所	東東漁港
中南地方農林水産事務所平賀地域農業改良普及センター	中平農改
中南地方農林水産事務所平賀地域農業改良普及センター	中平農改
中南地方農林水産事務所弘前家畜保健衛生所	弘家保
三戸地方農林水産事務所八戸水産事務所	三八水産
三戸地方農林水産事務所八戸家畜保健衛生所	三八家保
三戸地方農林水産事務所八戸水産事務所	三八水産
三戸地方農林水産事務所三八地方漁港漁場整備事務所	三三漁港
上北地方農林水産事務所野辺地地域農業改良普及センター	上野農改
上北地方農林水産事務所野辺地地域農業改良普及センター	上野農改
上北地方農林水産事務所十和田家畜保健衛生所	上十家保
下北地方農林水産事務所むつ水産事務所	下む水産
下北地方農林水産事務所むつ家畜保健衛生所	下む家保
下北地方農林水産事務所むつ水産事務所	下む水産
下北地方農林水産事務所下北地方漁港漁場整備事務所	下下漁港

西地方農林水産事務所鰺ヶ沢地方水産業改良普及所	西鰺水改
西地方農林水産事務所木造家畜保健衛生所	西木家保
西地方農林水産事務所鰺ヶ沢地方水産業改良普及所	西鰺水改
西地方農林水産事務所西北地方漁港漁場整備事務所	西西漁港
青森県土整備事務所浅虫・駒込ダム建設所	青県整浅駒建
青森県土整備事務所都市公園事務所	青県整都公
青森県土整備事務所青森港管理所	青県整青港管
弘前県土整備事務所弘前ダム管理所	弘県整弘前管
弘前県土整備事務所目屋ダム管理所	弘県整目管
弘前県土整備事務所遠部・久吉ダム管理所	弘県整遠久管
八戸県土整備事務所八戸県整	八戸県整
八戸県土整備事務所八戸港管理所	八県整八港管
五所川原県土整備事務所五県整	五所川原県土整備事務所五県整
十和田県土整備事務所十県整	十和田県土整備事務所十県整
十和田県土整備事務所むつ小川原港管理所	十県整む小川原港管

むつ県土整備事務所	むつ県整備課
鰺ヶ沢県土整備事務所	鰺ヶ沢県整備課

青森県浅虫・駒込ダム建設事務所の項からむつ小川原港管理事務所の項まで及び青森県日屋ダム管理事務所の項からむつ地方出納事務所の項までを削る。

第三十三号様式中「課係」を「課」に、

課長	係長
----	----

を

(津軽・下北地域開発推進連絡会議規程の一部改正)
第十一条 津軽・下北地域開発推進連絡会議規程(昭和五十七年七月青森県訓令甲第十三号)の一部を次のように改正する。
第八条中「企画振興部市町村振興課津軽下北振興室」を「企画振興部市町村振興課」に改める。

別表第二中「市町村振興課津軽下北振興室長」を削る。

(青森県行政資料センター規程の一部改正)

第十一条 青森県行政資料センター規程(昭和五十三年八月青森県訓令甲第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「企画振興部統計課」を「企画振興部統計情報課」に改める。

第五条から第八条までの規定並びに第九条第一項及び第二項中「統計課長」を「統計情報課長」に改める。

(青森県物価対策連絡会議規程の一部改正)

第十二条 青森県物価対策連絡会議規程(昭和四十一年三月青森県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「統計課長、生活衛生・交通安全課長」を「統計情報課長、文化・スポーツ振興課長」に改める。

第八条第三項中「生活衛生・交通安全課長」を「文化・スポーツ振興課長」に改める。

第九条中「生活衛生・交通安全課」を「文化・スポーツ振興課」に改める。

(青森県消費者行政連絡会議規程の一部改正)

第十三条 青森県消費者行政連絡会議規程(昭和五十三年九月青森県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「生活衛生・交通安全課」を「文化・スポーツ振興課」に改める。

第七条第四項中「生活衛生・交通安全課長」を「文化・スポーツ振興課長」に改める。

別表中「消防防災課長」を「防災消防課長」に改め、「生活衛生・交通安全課長」に改め、「生活衛生・交通安全課長」を削り、「青少年課長、男女共同参画課長」を「青少年・男女共同参画課長」に改める。

第八条中「生活衛生・交通安全課」を「文化・スポーツ振興課」に改める。

(青森県雪対策連絡会議設置規程の一部改正)
第九条 青森県雪対策連絡会議設置規程(昭和五十三年十月青森県訓令甲第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「消防防災課長」を「防災消防課長」に改め、「生活衛生・交通安全課長」を次のように改正する。

(津軽・下北地域開発推進連絡会議規程の一部改正)

第十一条 津軽・下北地域開発推進連絡会議規程(昭和五十七年七月青森県訓令甲第十三号)の一部を次のように改正する。

第八条中「企画振興部市町村振興課津軽下北振興室」を「企画振興部市町村振興課」に改める。

別表第二中「市町村振興課津軽下北振興室長」を削る。

(青森県行政資料センター規程の一部改正)

第十一条 青森県行政資料センター規程(昭和五十三年八月青森県訓令甲第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「企画振興部統計課」を「企画振興部統計情報課」に改める。

第五条から第八条までの規定並びに第九条第一項及び第二項中「統計課長」を「統計情報課長」に改める。

(青森県物価対策連絡会議規程の一部改正)

第十二条 青森県物価対策連絡会議規程(昭和四十一年三月青森県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「統計課長、生活衛生・交通安全課長」を「統計情報課長、文化・

スポーツ振興課長」に改める。

第八条第三項中「生活衛生・交通安全課長」を「文化・スポーツ振興課長」に改める。

第九条中「生活衛生・交通安全課」を「文化・スポーツ振興課」に改める。

(青森県消費者行政連絡会議規程の一部改正)

第十三条 青森県消費者行政連絡会議規程(昭和五十三年九月青森県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「生活衛生・交通安全課」を「文化・スポーツ振興課」に改める。

第七条第四項中「生活衛生・交通安全課長」を「文化・スポーツ振興課長」に改める。

別表中「消防防災課長」を「防災消防課長」に改め、「生活衛生・交通安全課長」に改め、「生活衛生・交通安全課長」を削り、「青少年課長、男女共同参画課長」に改める。

別表中「消防防災課長、統計課長」を「防災消防課長、統計情報課長」に改め、「生活衛生・交通安全課長」を削り、「健康医療課長」の下に「、薬務衛生課長」を加える。

(青森県青少年行政連絡会議規程の一部改正)

第十四条 青森県青少年行政連絡会議規程(昭和五十六年一月青森県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「環境生活部青少年課」を「環境生活部青少年・男女共同参画課」に改める。

別表第一中「青少年課担当」を「青少年・男女共同参画課担当」に、「、生活衛生・交通安全課長」を削り、「青少年課長、男女共同参画課長」を「青少年・男女共同参画課長」に改め、「健康医療課長」の下に「、薬務衛生課長」を加える。

(青森県青少年共同参画推進連絡会議規程の一部改正)

第十五条 青森県男女共同参画推進連絡会議規程(昭和五十五年六月青森県訓令甲第十四号)の一部を次のように改正する。

第七条中「環境生活部男女共同参画課」を「環境生活部青少年・男女共同参画課」に改める。

別表第一中「男女共同参画課担当」を「青少年・男女共同参画課担当」に、「青少年課長、男女共同参画課長」を「青少年・男女共同参画課長」に改め、「健康医療課長」の下に「、薬務衛生課長」を加える。

(青森県交通事故相談員の設置等に関する規程の一部改正)

第十六条 青森県交通事故相談員の設置等に関する規程(昭和四十二年七月青森県訓令甲第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「生活衛生・交通安全課」を「文化・スポーツ振興課」に改める。

第五条第一項中「生活衛生・交通安全課長」を「文化・スポーツ振興課長」に改める。
(青森県母子、寡婦福祉資金償還協力員の服務等に関する規程の一部改正)

第十七条 青森県母子、寡婦福祉資金償還協力員の服務等に関する規程(昭和四十五年三月青森県訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「県の福祉事務所の長」を「健康福祉こどもセンター所長」に改める。
第五条中「県の福祉事務所」を「健康福祉こどもセンター」に改める。

第六条第四号中「県の福祉事務所の行なう」を「健康福祉こどもセンターの行う」

に改める。

(青森県企業誘致対策連絡会議設置規程の一部改正)

第十八条 青森県企業誘致対策連絡会議設置規程(昭和三十七年一月青森県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

別表一中「、生活衛生・交通安全課長」を削り、「自然保護課長」の下に「、薬務衛生課長」を加え、「工業振興課企業誘致推進室長」を削る。

(青森県文化観光振興連絡会議規程の一部改正)

第十九条 青森県文化観光振興連絡会議規程(昭和五十四年七月青森県訓令甲第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「、生活衛生・交通安全課長」を削り、「青少年課長、男女共同参画課長」を「青少年・男女共同参画課長」に改め、「健康福祉政策課長」の下に「、薬務衛生課長」を加える。

(青森県建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程の一部改正)

第二十条 青森県建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程(平成二年三月青森県訓令甲第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「監理課長補佐」を「職員」に改める。

(青森県土地利用対策会議規程の一部改正)

第二十二条 青森県土地利用対策会議規程(昭和四八年五月青森県訓令甲第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「消防防災課長」を「防災消防課長」に改め、「、生活衛生・交通安全課長」を削り、「健康福祉政策課長」の下に「、薬務衛生課長」を加える。

(青森県非常勤道路監視員規程の一部改正)

第二十二条 青森県非常勤道路監視員規程(平成八年三月青森県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「土木事務所」を「県土整備事務所」に改める。

第五条中「土木事務所の長」を「県土整備事務所の長」に改める。

第一号様式中「土木事務所の長」を「県土整備事務所の長」に改める。

第二号様式中「土木事務所」を「県土整備事務所」に、

総務課長	建設第一課長	道路管理係長
総務室長	道路管理課長	
次長	総務室長	
河川砂防管理課長	財産管理(用地)(課長)	
課員	建設課長	管理課長
	財産係長	

管理課長	建設課長	財産係長

(青森県非常勤河川監視員規程の一部改正)
 第二十三条 青森県非常勤河川監視員規程(昭和四十四年十一月青森県訓令甲第三十二号)の一部を次のように改正する。
 第四条中「土木事務所」を「県土整備事務所」に改める。
 第五条中「土木事務所の長」を「県土整備事務所の長」に改める。
 第一号様式中「土木事務所の長」を「県土整備事務所の長」に改める。

第二号様式中

総務室長	道路管理課長

に改める。

〔青森県八戸港漁業補償対策会議規程の一部改正〕

を

〔青森県八戸港漁業補償対策会議規程(昭和四十九年十一月青森県訓令甲第三十七号)の一部を次のように改正する。〕

第六条第二項中「三八地方漁港事務所長及び八戸港管理事務所長」を「三八地方農林水産事務所三八地方漁港漁場整備事務所長及び八戸県土整備事務所八戸港管理所長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県告示第百三十九号

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する規程を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木村守男

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する規程

(青森県人口移動統計調査規程の一部改正)

第一条 青森県人口移動統計調査規程(平成十二年三月青森県告示第百六十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「青森県企画振興部統計課」を「青森県企画振興部統計・情報課」に改める。

(青森県青少年健全育成推進員に関する規程の一部改正)

第一条 青森県青少年健全育成推進員に関する規程(昭和五十五年四月青森県告示第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「青少年課及び福祉事務所」を「青少年・男女共同参画課及び健康福祉ことしセンター」に改める。

第十条中「青少年課より」を「青少年・男女共同参画課から」に、「青少年課長」

を「青少年・男女共同参画課長」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

配	置	定員
青少年・男女共同参画課		三百人
東地方健康福祉こどもセンター	三十三人	
西北地方健康福祉こどもセンター	八十四人	
中南地方健康福祉こどもセンター	八十人	
上北地方健康福祉こどもセンター	五十八人	
下北地方健康福祉こどもセンター	三十七人	
三戸地方健康福祉こどもセンター	七十三人	

第二号様式中「青森県環境生活部青少年課長」を「青森県環境生活部青少年・男女共同参画課長」に改める。

(青森県結核予防補助金交付規程の一部改正)

第三条 青森県結核予防補助金交付規程（昭和三十七年三月青森県告示第百五十一号）

の一部を次のように改正する。

第十一条中「所管保健所長」を「所管健康福祉こどもセンター所長」に改める。

(青森県家畜人工授精講習会等開催要綱の一部改正)

第四条 青森県家畜人工授精講習会等開催要綱（昭和五十六年十一月青森県告示第千五百七号）の一部を次のように改正する。

第七条中「管轄家畜保健衛生所長」を「管轄農林水産事務所の家畜保健衛生所長」に改める。

附 則

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番二号 青森県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
--------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十七円八十五銭